

県職員の給与・休暇などの労働条件は、当局と地公労共闘会議の交渉で決定します。

地公労共闘会議構成組合
自治労埼玉県職員労働組合
埼玉教職員組合（日教組埼玉）
埼玉高等学校教職員組合

地公労共闘会議

地公労共闘会議機関紙

2009年10月2日
埼玉県地方公務員労働組合
共闘会議TEL048-830-7781
FAX048-825-7081

大幅賃下げ・職員定数減で、 県民サービスは維持できるのか？

持ち家手当制度存続を！

当局4提案を見送り！

本日、第3回交渉！

粘り強い交渉を継続

埼玉県地公労共闘会議（自治労県職労・埼玉教組・埼玉高教組）は、9月15日に出された県人事委員会勧告を受け、18日、28日の2回の本交渉及び連日に渡る予備交渉など当局と粘り強く交渉を重ねてきました。

今回の人事委員会勧告は、月例給・一時金ともに引下げ・さらに自宅に係る住居手当（持ち家手当）の廃止等、非常に厳しい勧告内容です。また、この時期の勧告は全国でも埼玉県だけです。他県は現在県人事委員会と協議を行っている段階です。

地公労共闘会議は、今回の勧告が精確性に欠け、国の人事院勧告に、無批判に追従した、誤った前提に立った勧告だとして批判し、今回の勧告についての当局の評価を求め、勧告だから実施するという姿勢を追及しました。

しかし、当局側は私たちの追及に対して明確な回答を出せず、それでも今年度人事委員会勧告を基本的に尊重し、実施するとしています。

交渉の結果次第により、開会中の県議会で勧告内容が提案されてしまいます。

本日、午後8時より、地公労共闘会議確定交渉が実施されます。

私たちは従来の回答の不十分さを指摘しつつ要求実現に向けて全力で臨みます。

当局、4提案を見送り！

当局側が改めて提案してきた4項目①特殊勤務手当の日額化②昇格基準の見直し③期末勤勉手当の役職段階別加算主任級の引き下げ④技能職給料表の行政職給料表（二）適用については、前回交渉において、当局も今年度の決着を断念し、継続協議となりました。また、第1回交渉で特例減額を導入する考えがないことも明らかになりました。私たちの成果です。

休暇制度の改善を！

埼玉県では、引き続き職員の定数減が行われようとしています。誰もが多忙化にあえいでいます。モチベーションの低下は避けられません。勤務条件の改善にあたり、休暇制度の改善を県当局に要求しました。

家族看護休暇・子育て休暇等の適用範囲拡大・実質取得可能日数増を強く求めています。

持ち家手当制度存続を！

前回、当局は持ち家手当廃止に関し、激変緩和措置として一年間の経過措置（2000円）を提案してきました。

廃止理由として当局は、国が「持ち家手当」という概念そのものを廃止したことをあげていますが、国と県では支給対象も支給額も全く違います。実質的生活給として、私たちは制度そのものの存続を強く求めます。

私たちはそれ以外にも、**号給継ぎ足し、パワハラ**の指針策定等について、当局側に要求しています。

力強いご支持とご支援を

今後1年間の賃金を含む勤務条件は本日の労使交渉で決定されます。県庁職員の皆様のご支援を私たち埼玉県地公労（自治労・日教組）にお寄せ下さい。

私たち県関連組合も 地公労交渉を応援します

- 埼玉都市町村職員共済組合職員組合
- 学校事務ネットワークさいたま
- 埼玉県森林公社労働組合
- 埼玉県国民健康保険団体連合会職員労働組合
- 埼玉県土地改良事業団体連合会職員労働組合
- 埼玉県社会福祉事業団ユニオン